

あがた駅南産業団地地区地区計画

＜お問い合わせ先＞足利市役所都市計画課総務・計画担当 TEL 0284 (20) 2167

名 称	あがた駅南産業団地地区地区計画		
位 置	足利市県町の一部		
面 積	約18.4ha		
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、足利市の市街地より南東約6kmに位置し、周辺には農地が広がる緑豊かな田園地域である。</p> <p>また、茨城県・栃木県・群馬県を結ぶ広域幹線道路の一般国道50号から南へ約2kmに位置し、これに接続する主要地方道足利・邑楽・行田線に面しているなど交通利便性に優れ、加えて市の産業拠点に位置付けられる八坂工業団地及び八坂第二工業団地に隣接していることから、当該工業団地と連続した新たな産業団地として工場等の立地が期待される地区である。</p> <p>このため、本地区計画においては、ものづくり産業等の振興及び雇用機会の創出を図るべく、建築物等の規制・誘導を行うとともに、緑豊かな田園環境との調和を図りながら、将来に渡って良好な産業団地を維持・増進することを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>本地区は、製造業等をはじめとするものづくり企業の集積を図る地区として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により用途の混在を防止し、周辺環境と調和した良好な産業地の維持・増進を図る。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>良好な産業地としての機能を有するとともに緑の多い魅力的な産業団地を形成するため、地区内に道路、公園、緩衝帯（公共緑地及び工場緑地）及び調整池を配置・整備する。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>周辺環境と調和した良好な産業地の形成を図るため、建築物等の用途の制限のほか、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。</p>	
	その他当該施設の整備、開発及び保全に関する方針	<p>緑豊かで良好な産業地として環境を保全するため、地区内の外周部に設けた緩衝帯の保全を図るための制限を定める。</p>	
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工場 ただし、以下に示すものは除く。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設。ただし、当該工場において生じた廃棄物のみの処理を行う場合はこの限りではない。 (2) 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する再資源化をする施設。ただし、当該工場において生じた再生資源又は再生部品のみの再資源化を行う場合はこの限りではない。 倉庫 ただし、以下に示すものは除く。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を保管する施設。ただし、当該工場において生じた廃棄物のみの保管を行う場合はこの限りではない。 (2) 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する再生資源又は再生部品の保管する施設。ただし、当該工場において生じた再生資源又は再生部品のみの保管を行う場合はこの限りではない。 事務所 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 前各号の建築物に附属する建築物 建築基準法施行令第130条の4に規定される公益上必要なもの
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1メートル以上としなければならない。ただし、地区内に設ける建築基準法施行令第130条の4第5号に規定される公益上必要なものは、この限りではない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の外壁及び屋根並びに工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。 屋外広告物は、刺激的な色彩、形態又は装飾を用いるなど、美観・風致を損なう恐れのあるものは設置してはならない。
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面して設けるかき又はさく（出入口に設ける門柱、門扉その他これらに類するものを除く）は、生け垣、フェンス又は鉄さく等、透視可能な構造とし、コンクリートブロック及びこれに類するものは設置してはならない。ただし、以下に示すものは除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 敷地地盤面からの高さが0.6メートル以下の部分 周辺の環境に配慮する目的で設置する防火塀、防音壁その他これらに類するもの 建築基準法施行令第130条の4第5号に規定される公益上必要なものを管理する目的で設置するもの
	土地利用の制限に関する事項	<p>本地区内の外周に緩衝帯を次により設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緩衝帯の幅員は、本地区の外周境界線より15メートル以上確保するものとする。ただし、区域が道路を挟んで公共緑地に隣接する場合は、公共緑地の幅員を緩衝帯とみなすことができるものとする。 工場緑地には、原則として緩衝機能を果たす中高木の常緑樹を植栽し、維持・保全をしていくものとする。 工場緑地の区域においては、緑地以外の土地利用を行ってはならない。 <p>ただし、以下に示す場合のうちで、必要最小限の範囲内で行うものは除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工場敷地に出入口を設置する場合 企業名板及び外灯を設置する場合 かき又はさくを設置する場合 電気設備等の工作物を設置する場合 公共・公益上やむを得ない場合 	